

答 申 第 4 8 号
平成29年 9 月29日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成29年 5 月18日付け青公委第24号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

被害者である特定個人の司法解剖の結果を示す文書についての開示決定処分
に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成 29 年 4 月 6 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「〇〇〇〇の殺人被疑事件に関して、被害者の司法解剖の結果を示す文書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求された行政文書について、当該行政文書の存否を答えること自体が条例第 7 条第 3 号及び同第 5 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので、当該行政文書の存否を答えることはできない。また、仮に行政文書が存在するとしても、条例第 21 条第 2 号に該当して適用除外となるとして、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 29 年 4 月 14 日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 4 月 14 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、不開示決定を取り消し、審査請求人が開示請求した行政文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

行政文書を開示しない理由の中に、「当該行政文書の存否を答えることはできません。」とありますが、警察がこの事件を捜査しており、私ども親族も、司法解剖のために父の遺体を提供していることから、当該行政文書が存在していることは明らかです。

(2) 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重する観点からそれを保護するために規定されたものです。

私は父の尊厳を最大限守るために、その手段として必要な開示請求をしています。したがって、条例の趣旨からも開示はされるべきです。

また、条例第7条第3号は、「又は」より前に記載されている「特定の個人を識別することができるもの」に関しても、個人の権利利益を害するおそれがあるものという制限があることは文脈上明らかです。そのため、単に特定の個人を識別することができることにより開示を拒否できないこととなります。

(3) 条例第7条第5号について

警察による証拠集めに関しては、隠滅されるような証拠は既に収集が終わっているでしょうし、当初より犯人に対して私たちが疑いを持っていることは明白ですので、隠滅できる証拠は隠滅されていると思います。

逃走のおそれについても、任意聴取による取り調べなどを行って、事件から長い時間が経過している今、逃走のおそれはほぼないものと考えられます。そもそも、犯人は殺人による結果として父の遺産を相続しようとしており、その目的を達成するために私たち遺族に遺産分割の訴えを起こしています。今逃走すれば犯行の目的が達成されないため、逃走するおそれなどありません。

(4) 条例第21条第2号の該当性について

本件行政文書は、訴訟に関する書類に該当するということですが、事件の発生から7年が経過しようとしている現在においても訴訟は開始されておらず、訴訟に関する書類であることは断定できません。

もし実際に訴訟に関する書類であるならば、犯人を即座に逮捕し、刑事訴訟法にのっとり速やかに検察官へ送致することも求めます。それができないのであれば、訴訟に関する書類ではないと考えられますので、条例第 21 条第 2 号に規定する適用除外文書には該当しません。

(5) 条例第 9 条について

条例第 9 条には、公益上の理由による裁量的開示の規定があります。

この規定の適用に当たっては、解釈・運用基準においても、「公益については、個々の事案ごとに異なり得ることから、事案に応じて判断することとなる」と明記されています。この事案ごとの判断において、請求の内容、使用目的などを全く考慮せずに何の判断ができるというのでしょうか。

「私が殺人被疑事件に係る被害者遺族である」という事情は、裁量的開示の検討を行う理由になることはあっても、開示をする判断にはプラスに働かないという考えに至ることは許されません。

開示請求権がそもそも尊重されるべきものであることを念頭において、再度考え直していただき、条例第 9 条の裁量的開示の可否も検討して、請求した行政文書の開示を行うという結論を出すことを求めます。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

審査請求人による平成 29 年 4 月 6 日付け行政文書開示請求書の「開示請求をする行政文書の名称」欄に記載された内容によると、開示を求める行政文書は、特定の個人の司法解剖結果を記録したものであり、仮に行政文書が存在するとなれば、通常その内容は、殺人事件の被害者等関係者の住所、氏名、生年月日等の特定の個人が識別される情報のほか、犯人に関する事項、捜査手法、捜査方針等が記録されたものとなる。

2 条例第 7 条該当性について

特定の個人が司法解剖の対象とされたという情報は、条例第 7 条第 3 号に規定する個人に関する情報であって、同号ただし書のいずれにも該当しない不開示情報であり、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれると解されているところである。

また、当該情報を開示すれば、警察の捜査事実が明らかとなり被疑者等による証拠隠滅、逃走等のおそれが生じるほか、捜査手法等も明らかになるおそれがあるなど、

犯罪の予防や捜査等に支障を及ぼすおそれがあり、当該情報は、条例第7条第5号に規定する公共安全等情報に該当する不開示情報である。

3 条例第10条該当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定しており、開示請求に係る行政文書が具体的にあるか否かにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合を想定している。

本件において審査請求人が開示を求めている行政文書は、特定の個人が司法解剖の対象とされ、その結果が記録されたものであり、仮に存在するとしても、当該行政文書の存在を答えるだけで、特定の個人が犯罪の被害に遭っている情報や、特定の個人について司法解剖がなされた情報を開示することとなる。

また、当該行政文書には、通常、個人に関する情報のほか、特定の事件に関する情報が記録されており、仮に存在するとしても、当該行政文書の存在を答えるだけで、警察が特定の個人に係る事件を捜査している事実が明らかとなり、被疑者等による証拠隠滅、逃走等のおそれが生じ、犯罪の予防や捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなる。

したがって、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第3号に該当する個人に関する情報が開示され、また同時に、条例第7条第5号に該当する公共安全等情報が開示されることとなるため、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが妥当である。

4 条例第21条第2号該当性について

審査請求人が開示を求めている司法解剖に関する行政文書は、刑事訴訟法第225条の規定に基づき、警察が裁判官の鑑定処分許可状を得て鑑定人たる医師に同許可状を示し、医師をして解剖を行わせた場合に医師が作成する行政文書である。

したがって、当該行政文書は、仮に現存するとしても刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」に該当し、条例第21条第2号に規定する開示制度の適用除外文書に該当する。

5 開示請求権の一般的性格について

審査請求人は、「私ども親族も、司法解剖のために父の遺体を提供していることから、当該行政文書が存在していることは明らかです。」と主張し、開示を求めている。

しかし、行政文書の開示請求者については、条例第5条において「何人も」とされており、何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求の理由や利用目的等の個別的事情を問わない。

よって、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情は当該行政文書の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと解されている。

したがって、たとえ審査請求人が「殺人被疑事件に係る被害者遺族である」という事情によって本件行政文書の存在を知りうる立場にあったとしても、その事情が本件行政文書の開示・不開示の判断に影響を与えるものではない。

第5 審査会の判断理由

1 本件開示請求の対象行政文書について

本件開示請求は、審査請求人の父を被害者とする殺人被疑事件に関して、その死亡に関する司法解剖の結果を記録したとされる行政文書の開示を求めたものである。

このため、本件開示請求の対象行政文書（以下、「本件対象文書」という。）が存在する場合、特定の個人に対し司法解剖が行われたという事実があることが前提となっている。

2 本件処分 of 妥当性について

実施機関は、「本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第3号に該当する個人情報が開示され、また同時に、条例第7条第5号に該当する公共安全等情報が開示されることとなるため、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが妥当である。」と主張していることから、その妥当性について検討する。

(1) 条例第10条の趣旨

ア 条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

イ この場合、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否するのでは、拒否したこと自体で当該行政文書が存在することが推測されることになる。

ウ したがって、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。

(2) 本件処分について

実施機関は、本件対象文書の存否を答えることにより、条例第7条第3号及び同条第5号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条に基づき存否応答拒否を行った旨主張しているため、以下その該当性について検討する。

(3) 条例第7条第3号本文該当性

ア 条例第7条第3号本文の趣旨

条例第7条第3号本文は、不開示情報として、個人に関する情報を規定し、「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

イ 条例第7条第3号本文該当性

(ア) 本件開示請求は、特定の個人を特定した上でなされており、本件特定個人の司法解剖の結果を記録した情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものである。なお、個人に関する情報には、死者も含まれると解されている（詳解情報公開法 総務省行政管理局編 46 ページ）。よって、当該情報は、条例第7条第3号本文に該当する。

(イ) 審査請求人は、条例第7条第3号本文の「又は」より前に記載されている「特定の個人を識別することができるもの」に関しても、不開示とするのは個人の権利利益を害するおそれがあるものに限られる旨主張している。

(ウ) 本県の条例は、いわゆる個人識別型を採用しており、「特定の個人を識別することができる情報」を原則不開示としている。

その上で、たとえ個人を識別することができない情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害することがあり得ることから、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を個人識別情報に準じて不開示情報としているものである。例えば、カルテ、反省文のように、個人の人格と密接に係る情報等である（新・情報公開法の逐条解説〔第6版〕宇賀克也著 有斐閣 68 ページ、71 ページ）。

(エ) よって、特定の個人を識別することができる情報も、不開示とするのは「個人の権利利益を害するおそれ」があるものに限られるという審査請求人の主張は、本県の条例には妥当せず、採用することはできない。

(4) 条例第7条第3号ただし書口該当性

ア 条例第7条第3号ただし書口の趣旨

条例第7条第3号ただし書口は、同号本文に該当する情報であっても、例外的に開示するものとして「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報」を規定している。

イ 条例第7条第3号ただし書口該当性

(ア) 審査請求人は、「殺人という犯罪による違法行為を行った犯人から、父の、また、私たち遺族の財産を守る目的で請求している」ので、同号ただし書口により開示されるべきである旨主張している。

- (イ) 本県の条例は、何人にも開示請求権を認めており、開示請求者の属性によって開示不開示の結論を異にすることはできない。開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない（詳解情報公開法 総務省行政管理局編 30 ページ、条解行政情報関連三法 高橋滋ほか編著 弘文堂 232 ページ）。当該情報が同号ただし書口に該当するというためには、開示請求者の属性に関わらず、誰に対しても開示することが必要であるという公の利益が客観的に認められることが必要となるのである。
- (ウ) 同号ただし書口該当性を認めたものとして一例を挙げると、特定の医薬品に係る医薬品副作用・感染症症例票に記載された副作用症例が、特定医薬品の安全な使用の観点から、これを公にする意義が大きいので、個人を識別することになる部分を除いて開示すべきとされたものがある（内閣府情報公開審査会答申平成 14 年度第 8 号、新・情報公開法の逐条解説〔第 6 版〕宇賀克也著 有斐閣 77 ページ）。これは、当該症例を公にすることが、国民一般の生命・健康を保護するために必要であると判断されたものである。
- (エ) これを本件について検討すると、特定個人が司法解剖を受けたという事実及びその記録を「公に」（＝公衆が知り得る状態に）することによって、当該特定個人のプライバシーの保護に優越するような「公益」が確保できるとは認められない。
- (オ) よって、本件開示請求の対象となる情報は、条例第 7 条第 3 号ただし書口に該当しない。

(5) 条例第 10 条該当性

以上、本件対象文書は、特定個人が司法解剖を受けたことを前提として作成されるものであるから、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、当該特定個人が司法解剖を受けた事実の有無が明らかとなり、条例第 7 条第 3 号の不開示情報を開示することになるため、他の条項の該当性について判断するまでもなく、条例第 10 条に基づき、行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行った実施機関の判断は、妥当であると認められる。

3 条例第 9 条該当性について

審査請求人は、条例第 9 条に規定する公益上の理由による裁量的開示を求めていると認められ、「私が殺人被疑事件に係る被害者遺族である」という事情は、条例第 9 条における裁量的開示の検討の理由になることはあっても、開示をする判断にはプラ

スに働かないという考えに至ることは許されない旨主張しているので、同条該当性について検討する。

(1) 条例第9条の趣旨

ア 条例第9条は、公益上の理由による裁量的開示について、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号又は第2号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。

イ 条例第7条各号に定める不開示情報については、基本的に開示してはならないものであるが、このような不開示情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することの利益が開示とすることの利益に優越すると認められる場合があり得ることを否定できないため、不開示情報であっても、実施機関の高度な行政的判断により裁量的に開示することができることとしたものである（新・情報公開法の逐条解説〔第6版〕宇賀克也著 有斐閣 118 ページ）。

(2) 条例第9条該当性

ア 本条は、上記(1)のとおり、条例第7条各号の不開示情報について、公益上「特に」必要があると認めるときに、実施機関の高度な行政的判断による、いわゆる裁量的開示を認めた制度である。しかし、この判断にあたり、特に個人情報の裁量的開示については、個人のプライバシー保護の見地から、個人の人格的な権利利益を侵害しないよう慎重な配慮が必要（新・情報公開法の逐条解説〔第6版〕宇賀克也著 有斐閣 119 ページ）と解されているところであり、個人情報についての裁量的開示は極めて限定的な場合でなければならない。

イ 本条による裁量的開示を行うに際しては、開示することによる公益が開示にすることによる利益に優越すると認められることが必要である。

また、上記2(4)でも述べたとおり、開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないのであるから、仮に本条による裁量的開示を行う場合は、開示請求者が当該特定個人の近親者であるという特別な属性があるかどうかに関わらず、誰に対しても開示することとなることに留意する必要がある。さらに、審査請求人が被害者遺族であるという事情が、国民一般の利益を意味する公益上の開示の理由になるということはない。

ウ これを本件についてみると、特定個人の司法解剖の結果記録を開示することに国民一般の利益を意味する公益があるとは認められない。

エ よって、仮に、本件対象文書が存在した場合でも、実施機関が条例第9条による裁量的開示を行うことが妥当であると解することはできない。

4 結論

以上、本件開示請求に対し実施機関が行った不開示決定は妥当である。
よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 5 月 18 日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
平成29年 6 月 1 日	・ 諮問実施機関からの弁明書を受理した。
平成29年 6 月 21 日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
平成29年 7 月 1 日	・ 諮問実施機関からの弁明書（2）を受理した。
平成29年 7 月 21 日 （第79回審査会）	・ 審査を行った。
平成29年 8 月 15 日	・ 審査請求人からの反論書（2）を受理した。
平成29年 8 月 30 日 （第80回審査会）	・ 審査を行った。
平成29年 9 月 22 日 （第81回審査会）	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人 青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人 弘前大学人文社会科学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者 (本件審査回避)

(平成29年 9 月29日現在)